

令和5年度職員団体との交渉の概要（確定交渉）

1 交渉団体

熊本県公務員労働組合共闘会議

構成団体

熊本県職員連合労働組合、熊本県教職員組合、熊本県高等学校教職員組合、
熊本県企業局労働組合

2 交渉日及び場所

令和5年11月 6日（月） 県庁本館8階801会議室

令和5年11月21日（火） 県防災センター201会議室

3 県の提案内容

- ・人事委員会勧告の取扱い
 - ① 給料表の改定（改定率：+0.85%）
 - ② 初任給調整手当の限度額引き上げ
 - ③ 期末勤勉手当の引上げ（合計+0.10月分）

4 職員団体の主な主張及び県の回答

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
賃金	・賃金水準の改善	・賃金水準は人事委員会勧告に基づくものであり、また、国・他県とも均衡していることから改善は困難。
諸手当	・ガソリン価格の高騰による通勤手当の改善	・国・他県とも均衡しており改善は困難。
勤務時間 ・業務見直し	・総実勤務時間及び超過勤務の縮減に対し、実効ある具体策を講じること ・県教委がリーダーシップをとって、業務の廃止・見直しを徹底的に行うこと	・限りある職員により、その時々々の行政需要に対応していくためには、業務の削減や行政運営の効率化の取組が不可欠。 ・学校現場については単組交渉で話を聞いていく。
休暇	・配偶者、父母、配偶者の父母の看護休暇の新設、子の看護休暇の拡	・国、他県の状況を踏まえ、休暇の新設は困難。

項目	職員団体の主な主張	県の主な回答
	充	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇について、「中学校就学の始期に達するまで」を「15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子」に拡大。
会計年度任用職員の報酬等	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給 ・会計年度任用職員に対する報酬の遡及改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給。 ・今年度（令和5年度）から会計年度任用職員の報酬等について、常勤職員に準じた改定の実施。
ハラスメント対策	<ul style="list-style-type: none"> ・二度とハラスメントを起こさないよう強いメッセージの発出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に向けた総務部長通知について、より実効性が担保できる取組みを推進。 ・ハラスメント相談員への研修等を通じて、ハラスメント相談の対応力を向上。

5 交渉結果

「3 県の提案内容」のとおり実施する。